

決定版

いじめ防止基本方針

海老名市立杉本小学校

令和7年2月改訂

令和7年4月施行

誰もが認められ 大切にされる学校をめざして

いじめ防止基本方針 海老名市立杉本小学校

【めざす児童像】

- しっかり聞き、自分で考え判断し、行動する児童
- 自分の気持ちを適切に表現し、相手の気持ちを考えられる児童
- 自ら進んで健康で安全な生活をしようとする児童
- あきらめないで粘り強く取り組む児童

本校では、上記の具現化を目指し、全職員で児童の健全育成をめざします。

本校職員は

- 児童の立場に立って考え、思いをもって支援・指導を行います。
- 教師の資質を高めるための研究・研修を行い、謙虚さを大切にします。
- 家庭・地域との連携を密にします。

そこで本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月施行）と「神奈川県いじめ防止基本方針」（平成 29 年 11 月改訂）、「いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針」（平成 27 年 4 月）に基づき、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行います。

1 いじめに関する基本的な考え方

- いじめの予防に向け、だれもが認められ大切にされる学校・学級づくりを、児童・保護者とともにめざします。
- 学校は、児童・保護者とともに、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめの早期解決をめざします。
- いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、学校全体で対応します。
- いじめの事実が確認された際は、迅速に、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、児童を多くの目で見守り、再発防止に努めます。

2 いじめに対する取り組み

(1) いじめの未然防止

- 学校は、児童・保護者とともに、一人ひとりを大切にする人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導や、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 学校は、めざす児童像「自分の気持ちを適切に表現し、相手の気持ちを考えられる児童」

の実現に向けて、児童・保護者とともに、違いを認め合える学校・学級づくりをめざします。

- 毎年、年度当初（4月）に、本方針および県・海老名市の方針等を確認します。
- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導・支援の充実に努めるため、毎年、全職員で研修を行います。
- 教職員間の情報共有に努め、児童の実態を把握します。
 - ・いじめに関するアンケート等によって、児童及び集団の実態把握をし、集団・学級づくり等に活用します。
 - ・保護者との連絡を密に行い、情報を共有します。

(2) いじめの早期発見・早期解決

- 校内チームで対応します。
 - ・教職員がいじめの可能性を抱え込まず、かつ、学校がいじめ対応が個々の教職員の対応ではなく組織として一貫した対応を行います。
 - ・いじめに関するアンケート調査の結果や、いじめに関わる相談を受けた場合は、学年職員や関係職員、必要に応じて全校職員で情報を共有します。
 - ・いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実確認をします。
 - ・いじめの事実が確認された場合は、いじめに関わる児童及び保護者に対して、指導と支援、助言を行います。
 - ・「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童にも注意を払い、対応します。
- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、学校において、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- いじめを把握し、解決を図るために、児童・保護者と連携し、必要な情報を共有し、協働して一緒に考えていきます。
- 必要に応じて、海老名市教育委員会、警察署等関係諸機関との積極的な連携を図り、対応していきます。

(3) インターネットやSNS上のいじめの対応

- インターネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」）を防止し、効果的に対処することができるよう、企業等との連携による携帯電話教室の実施等により、児童やその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。
- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や講演会等さまざまな場面を通じて情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。

3 いじめの事実が確認された場合の具体的な対応

(1) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止等の取り組み内容の検討といじめの情報収集を行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に一回程度(※)開催します。

《構成メンバー》

※必要時に随時開催しています

- ・全職員

(2) 「いじめ対応委員会」

いじめ事案が発生した場合、いじめ事案の報告と対応検討及び方針決定を行うため、「いじめ対応委員会」を設置します。

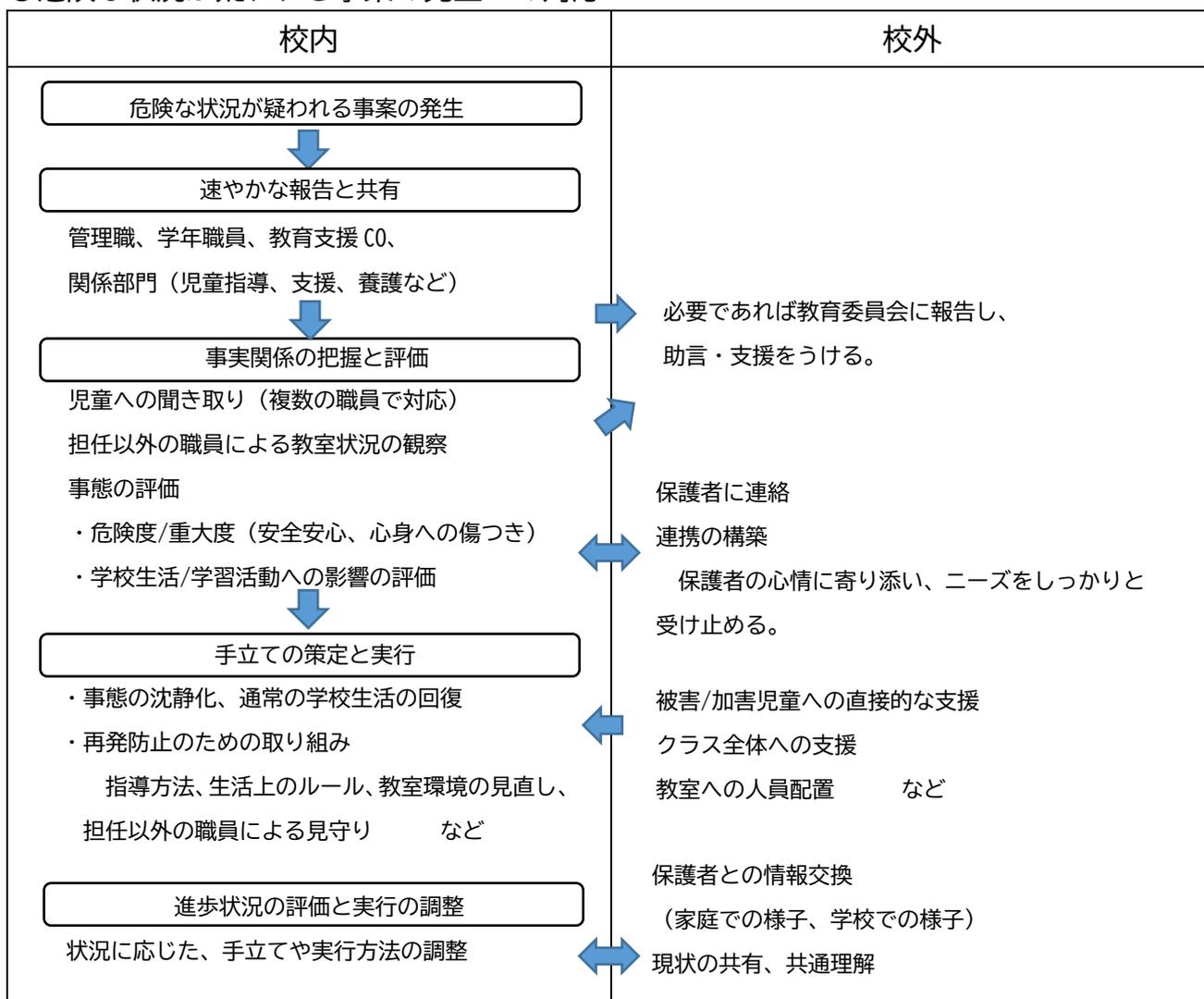
《構成メンバー》

校内：管理職、担任、学年職員、教育支援コーディネーター等 関係職員

校外：検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

P T A、地域からの代表、学校評議員、市教委、民生委員、小学校カウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールリーダー、病院、警察、児童相談所 など

○危険な状況が疑われる事案の発生への対応



4 重大事態への対処

○「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(第1号)

「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)

どちらか一つでも当てはまった場合、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査(※)を行うものとする」とされています。

○この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではありません。

※いじめの重大事態の調査については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 R6年8月改訂)を参照してください。

5 その他

○いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目(アンケート)に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

☆参考資料「いじめ防止対策推進法」(抜粋)

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係であるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法第2条

【学校及び教職員の責務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ防止対策推進法第8条

(保護者の責務等)

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法第9条